

令和5年5月10日

関係学校長様

広島県教育委員会事務局
学びの変革推進部教育支援推進課長
(〒730-8514 広島市中区基町9-42)

広島県高等学校等奨学金貸付要綱の改正及び
令和5年度奨学生の募集開始について（通知）

このことについて、次のとおり広島県高等学校等奨学金貸付要綱（平成18年2月17日施行）を一部改正しました。

また、令和5年度奨学生の募集を別紙のとおり実施します。

ついては、関係教職員に周知するとともに、生徒等に奨学金制度等を案内してください。

1 改正内容

詳細は別添の新旧対照表のとおり。

(1) 個人番号の利用

申請者は、原則として保護者等の個人番号が確認できるものを添付して申請するものとした。

(2) 申請手続のオンライン化

申請者は、書面の提出に替えてオンラインで申請手続を行うことができることとし、具体的な申請方法については「広島県電子申請システム」を利用するものとした。

(3) 作文の廃止

生徒の「学習状況が良好であること」の確認方法については、学校の推薦調書によるものとし、申請者に作文提出を求めないこととした。

(4) その他所要の改正

2 施行期日

令和5年4月1日

担当 企画調整係
電話 (082)513-4996 (ダイヤルイン)
(奨学金担当)

広島県高等学校等奨学金に係る奨学生（在学募集）の実施

1 募集内容

令和5年度に高等学校等に在学する生徒のうち希望する者に奨学金の貸付け（緊急貸付を除く。）を行うため、奨学生を募集する。

2 募集案内

「令和5年度在学募集案内 広島県高等学校等奨学金」（別添）のとおり。

次のURL（広島県教育委員会ホームページ）にも掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/06senior-2nd-syougakukin-zaigaku.html>

3 募集期間

- 1 令和5年4月分を貸付け始期とする奨学生
 - 第1次 令和5年5月10日（水）～令和5年6月1日（木）
 - 第2次 令和5年6月2日（金）～令和5年6月30日（金）
- (2) 申請日の属する月の翌月分を貸付け始期とする奨学生
令和5年7月1日（土）～令和6年2月29日（木）

4 申請方法

申請者は、「広島県電子申請システム」により申請する。

（右のQRコードを読み取ることで直接アクセス可）

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13634



5 学校への依頼事項

「令和5年度 在学募集要領 広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）【学校用】」を参照し、次の事務を行ってください。

- (1) 支援が必要な生徒等が、申請漏れにより貸付けを受けることができないことがないよう奨学金制度及び在学募集開始の周知をお願いします。
なお、別添のリーフレットを活用し、学年通信等への記載その他の機会を捉えて募集開始を保護者等に周知してください。
- (2) 保護者等には、ホームページ等で募集案内を確認し「広島県電子申請システム」により申請するよう案内してください。やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない旨の相談があった場合は、広島県教育委員会に連絡するよう指示してください。
- (3) 申請内容に不備又は疑義がある場合は、申請を差し戻す又は当課から保護者等へ電話連絡等により直接対応しますが、保護者等と連絡が取れない場合等は、学校に対応を依頼する場合がありますので、協力をお願いします。

広島県高等学校等奨学金貸付要綱【新旧対照表】

改正後	改正前												
<p>広島県高等学校等奨学金貸付要綱</p>	<p>広島県高等学校等奨学金貸付要綱</p>												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>												
<p>(奨学生の資格)</p> <p>第4条 規則第2条第1項第1号において別に定めることとされている事項の具体的内容は、次のとおりとする。</p>	<p>(奨学生の資格)</p> <p>第4条 規則第2条第1項第1号において別に定めることとされている事項の具体的内容は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下</td> <td>別記「<u>広島県高等学校等奨学金収入基準</u>」のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事項	内容	生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下	別記「 <u>広島県高等学校等奨学金収入基準</u> 」のとおり	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事項</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下</td> <td>別記のとおり</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事項	内容	生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下	別記のとおり	(略)	(略)
事項	内容												
生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下	別記「 <u>広島県高等学校等奨学金収入基準</u> 」のとおり												
(略)	(略)												
事項	内容												
生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下	別記のとおり												
(略)	(略)												
<p>2 申請者は、1月から6月に奨学金を申請する場合にあっては、申請日の属する年の前々年の1月から12月まで、7月から12月に申請する場合にあっては、申請日の属する年の前年の1月から12月までの期間における申請者の生計を維持する者の所得等について証明するものとする。ただし、<u>広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）</u>が特に必要と認めるときは、申請者の生計を維持する者の所得等を証明する期間を別に定めることができる。</p>	<p>2 申請者は、1月から6月に奨学金を申請する場合にあっては、申請日の属する年の前々年の1月から12月まで、7月から12月に申請する場合にあっては、申請日の属する年の前年の1月から12月までの期間における申請者の生計を維持する者の所得等について証明するものとする。ただし、<u>教育長</u>が特に必要と認めるときは、申請者の生計を維持する者の所得等を証明する期間を別に定めることができる。</p>												
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>												

改正後	改正前
<p>(修学奨学金の貸付期間)</p> <p>第6条 修学奨学金の貸付けを開始する月は、第3条に規定する募集区分に応じ、別に定める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、修学奨学金の貸付期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者に貸し付けた期間(規則第10条に規定する貸付けを休止した期間及び償還を完了している修学奨学金の貸与を受けた期間を除く。以下「貸与済期間」という。)と合わせて前項に規定する年数を超えることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育長</u>が必要と認めたとき。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(修学奨学金の貸付期間)</p> <p>第6条 修学奨学金の貸付けを開始する月は、第3条に規定する募集区分に応じ、別に定める。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、修学奨学金の貸付期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者に貸し付けた期間(規則第10条に規定する貸付けを休止した期間及び償還を完了している修学奨学金の貸与を受けた期間を除く。以下「貸与済期間」という。)と合わせて前項に規定する年数を超えることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>広島県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u>が必要と認めたとき。</p> <p>5～7 (略)</p>
<p>(奨学金の申請)</p> <p>第7条 奨学金の申請者は、規則で定める申請書に、<u>その者の生計を維持する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)</u>を確認するための書類その他必要書類を添えて教育長に提出する。</p> <p>2 <u>教育長は、学校の長から申請者に係る条例第5条第3項又は第4項に規定する推薦調書が提出された場合は、当該調書が提出されたことをもって、当該申請者が規則第2条第2項各号のいずれにも該当する者とする。</u></p>	<p>(奨学金の申請)</p> <p>第7条 奨学金の申請者は、規則で定める申請書に、<u>申請書に記した内容を証明する書類</u>その他必要書類を添えて教育長に提出<u>しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育長は、規則第2条第2項第2号に規定する学習意欲の有無を申請者が作成する作文により判断する。</u></p>
<p>(電子申請等)</p> <p>第12条 <u>広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこ</u></p>	<p>(補則)</p> <p>第12条 <u>この要綱の実施に関し、必要な事項は教育長が別に定める。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>とができる手続等（平成30年教育委員会告示第2号）に規定する情報通信の技術を利用する方法とは、電子申請システム（県の機関等（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島県条例第38号）第2条第2号に規定する県の機関等をいう。）の使用に係る電子計算機と申請等（同条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者及び処分通知等（同条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、申請等及び処分通知等に係る事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）を利用する場合とする。</u></p> <p><u>2 第6条第7項、第8条第1項、第9条及び第10条第3項の規定により書面により行うこととされているもの並びに第7条第1項の規定により提出する書類については、電子申請システムを利用して行うことができる。</u></p> <p><u>3 電子申請システムにより受信された文書等の收受及び交付については、広島県電子申請システム取扱要領（平成16年11月20日制定）の定めるところによる。</u></p> <p><u>（補則）</u></p> <p><u>第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は教育長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、<u>令和</u>4年9月26日から施行する。 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この要綱は、<u>平成</u>4年9月26日から施行する。 (略)</p>

改正後	改正前								
<p>(別記)</p> <p>広島県高等学校等奨学金収入基準</p> <p>(略)</p> <p>3 所得金額</p> <p>所得金額は、生計を維持する者の収入金額から必要経費を控除した金額を合算する。また、確認書類は別表4のとおりとし、奨学金の申請書に添付する。</p> <p>(略)</p>	<p>(別記)</p> <p>広島県高等学校等奨学金収入基準</p> <p>(略)</p> <p>3 所得金額</p> <p>所得金額は、生計を維持する者 <u>(申請者の属する世帯の父と母双方又はこれに代わって家計を支えている者全員とする。以下同じ)</u> の収入金額から必要経費を控除した金額を合算する。また、確認書類は別表4のとおりとし、奨学金の申請書に添付する。</p> <p>(略)</p>								
<p>別表4 確認書類</p>	<p>別表4 確認書類</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="109 729 336 777">区分</th> <th data-bbox="340 729 1099 777">確認書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="109 780 336 1179">収入額を証明するもの</td> <td data-bbox="340 780 1099 1179"> <p>(1) 課税所得</p> <p>次のいずれかによる。</p> <p><u>ア 個人番号を確認するための書類</u></p> <p><u>イ 個人住民税の課税台帳記載事項証明書</u></p> <p><u>ウ 個人住民税の納税通知書</u></p> <p><u>エ 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し</u></p> <p>(2) 非課税所得</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	確認書類	収入額を証明するもの	<p>(1) 課税所得</p> <p>次のいずれかによる。</p> <p><u>ア 個人番号を確認するための書類</u></p> <p><u>イ 個人住民税の課税台帳記載事項証明書</u></p> <p><u>ウ 個人住民税の納税通知書</u></p> <p><u>エ 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し</u></p> <p>(2) 非課税所得</p> <p>(略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 729 1364 777">区分</th> <th data-bbox="1368 729 2128 777">確認書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 780 1364 1179">収入額を証明するもの</td> <td data-bbox="1368 780 2128 1179"> <p>(1) 課税所得</p> <p>次のいずれかによる。</p> <p><u>ア 個人住民税の課税台帳記載事項証明書</u></p> <p><u>イ 個人住民税の納税通知書</u></p> <p><u>ウ 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し</u></p> <p>(2) 非課税所得</p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	確認書類	収入額を証明するもの	<p>(1) 課税所得</p> <p>次のいずれかによる。</p> <p><u>ア 個人住民税の課税台帳記載事項証明書</u></p> <p><u>イ 個人住民税の納税通知書</u></p> <p><u>ウ 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し</u></p> <p>(2) 非課税所得</p> <p>(略)</p>
区分	確認書類								
収入額を証明するもの	<p>(1) 課税所得</p> <p>次のいずれかによる。</p> <p><u>ア 個人番号を確認するための書類</u></p> <p><u>イ 個人住民税の課税台帳記載事項証明書</u></p> <p><u>ウ 個人住民税の納税通知書</u></p> <p><u>エ 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し</u></p> <p>(2) 非課税所得</p> <p>(略)</p>								
区分	確認書類								
収入額を証明するもの	<p>(1) 課税所得</p> <p>次のいずれかによる。</p> <p><u>ア 個人住民税の課税台帳記載事項証明書</u></p> <p><u>イ 個人住民税の納税通知書</u></p> <p><u>ウ 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し</u></p> <p>(2) 非課税所得</p> <p>(略)</p>								

広島県高等学校等奨学金貸付要綱【新旧対照表】

読点として表記する「,」を「、」に改める（該当箇所の新旧対照表は省略する。）。

改正後	改正前
<p data-bbox="385 300 828 331">広島県高等学校等奨学金貸付要綱</p> <p data-bbox="197 395 286 427"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="129 443 286 475"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="116 491 779 523"><u>1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="129 539 286 571"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="116 587 1108 769"><u>2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。</u></p>	<p data-bbox="1411 300 1854 331">広島県高等学校等奨学金貸付要綱</p>

広島県高等学校等奨学金貸付要綱

(趣旨)

第1条 広島県高等学校等奨学金のうち、修学奨学金及び入学準備金の貸付は、広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成14年広島県条例第5号。以下「条例」という。）及び広島県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成14年広島県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 修学奨学金及び入学準備金をいう。
- (2) 奨学生 前号の貸付を受ける者をいう。
- (3) 予約奨学生 修学奨学金の貸与を開始する年度より前に当該奨学金の貸付を受けることができる候補者として決定を受けた者又は入学準備金の貸付を受けることができる候補者として決定を受けた者並びにそのいずれの決定もを受けた者をいう。

(奨学生の募集)

第3条 奨学生又は予約奨学生の募集区分、奨学金の種類及び対象者は、次のとおりとする。

区分	奨学金の種類	対象者
在学募集	修学奨学金	高等学校等の在学学生
予約募集	入学準備金 修学奨学金	高等学校等に入学しようとしている者

- 2 前項の規定による各募集を行う募集期間及び募集定員は、予算の範囲内で別に定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、規則第2条第1項第2号に規定する者で奨学金の貸与を緊急に必要とする者は、前項に規定する募集期間以外の期間であっても奨学金の貸与を申請することができる。

(奨学生の資格)

第4条 規則第2条第1項第1号において別に定めることとされている事項の具体的内容は、次のとおりとする。

事項	内容
生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下	別記「広島県高等学校等奨学金収入基準」のとおり
生計を維持する者の市町村民税所得割の額の合計額が基準額未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第1条第2項に規定する算定基準額の例により算出した額が304,200円未満

- 2 申請者は、1月から6月に奨学金を申請する場合にあつては、申請日の属する年の前々年の1月から12月まで、7月から12月に申請する場合にあつては、申請日の属する年の前年の1月から12月までの期間における申請者の生計を維持する者の所得等について証明するものとする。ただし、広島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認めるときは、申請者の生計を維持する者の所得等を証明する期間を別に定めることができる。

3 申請者の生計を維持する者が、次の各号のいずれかに該当し、かつ当該事由の発生後1年間の所得等を推計した額により第1項の規定を適用した際に、そのいずれかに該当する場合において、規則第2条第1項第2号に該当する者とみなすものとする。

- (1) 失職、死亡、り災、破産、事故及び病気等により当該事由の発生前3か月の収入額の平均額又は前年同月と比較して現在の収入額が概ね20パーセント以上減少している者
- (2) 一時的に修学に要する費用が大幅に増大した者又は特別な事情により家計の支出が著しく増大した者

(その他同種の資金)

第5条 条例第3条第1項第5号に規定するその他同種の資金は、次のとおりとする。

種類	その他同種の資金
修学奨学金	<p>次の各号に掲げる資金とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「母子福祉法」という。）による修学資金 (2) 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金 (3) 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による教育支援資金（教育支援費に限る。） (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費
入学準備金	<p>次の各号に掲げる資金（入学準備金と同一の使途で借り受けるものに限る。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子福祉法による就学支度資金 (2) 社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度による教育支援資金（就学支度費に限る。） (3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

(修学奨学金の貸付期間)

第6条 修学奨学金の貸付けを開始する月は、第3条に規定する募集区分に応じ、別に定める。

- 2 第3条第3項に該当するなど特別な事情が認められる者は、当該年度の4月を限度として貸付けを開始する月を遡ることができる。
- 3 条例第4条第2項に規定する修業年限は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）で定める修業年限の年数を上限として、奨学生が在学する高等学校等において卒業までに通常必要とされる残りの期間（以下「修学期間」という。）とする。ただし、法で定める修業年限が一定の年数ではない高等学校等においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数を上限とする。
 - (1) 定時制の課程及び通信制の課程 4年
 - (2) 専修学校の高等課程 3年
 - (3) 高等学校及び高等専門学校の専攻科 2年
 - (4) 高等学校の別科 1年
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、修学奨学金の貸付期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者に貸し付けた期間（規則第10条に規定する貸付けを休止した期間及び償還を完了している修学奨学金の貸与を受けた期間を除く。以下「貸与済期間」という。）と合わせて前項に規定する年数を超えることはできない。

- (1) 貸与済期間が前項に規定する上限の年数を超えないとき。
 - (2) 教育長が必要と認めたとき。
- 5 奨学生が転学したときの修学奨学金の貸付期間は、転学後の高等学校等の区分に応じ、修学期間から貸与済期間を除いた期間の終わる月までとする。ただし、転学後の高等学校等における修学期間の上限が転学前の高等学校等における修学期間の上限に満たない場合で教育長が特に必要と認めるときは、貸与済期間にかかわらず、貸付期間を決定することができる。
 - 6 申請者が、過去において、現に在学する学校と同じ高等学校等の区分に属する学校で修学奨学金の貸与を受けたことがある場合の修学奨学金の貸付期間は、貸与済期間と通算して、第3項の規定による年数を限度とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、貸与済期間にかかわらず、貸付期間を決定することができる。
 - 7 教育長は、第4項、第5項の規定により貸付期間を変更することを決定したときは、別に定める様式により奨学生に通知する。

(奨学金の申請)

- 第7条 奨学金の申請者は、規則で定める申請書に、その者の生計を維持する者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）を確認するための書類その他必要書類を添えて教育長に提出する。
- 2 教育長は、学校の長から申請者に係る条例第5条第3項又は第4項に規定する推薦調書が提出された場合は、当該調書が提出されたことをもって、当該申請者が規則第2条第2項各号のいずれにも該当する者とする。

(予約奨学生)

- 第8条 教育長は、予約奨学生を決定したときは、別に定める様式により申請者に通知する。
- 2 予約奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、予約奨学生でなくなるものとする。
 - (1) 高等学校等に入学しないこととなったとき。
 - (2) 規則第6条第1項の規定による貸付決定通知を受けたことにより奨学生となったとき。

(辞退の申出)

- 第9条 奨学生又は予約奨学生は、条例第3条に規定する要件を満たさないこととなったとき又は奨学金を辞退しようとするときは、別に定める様式により、速やかにその旨を教育長に申し出なければならない。

(貸付月額の変更)

- 第10条 通学形態が自宅通学である奨学生は、自宅外に住所を変更したとき、条例第4条に規定する表の自宅外通学の区分による修学奨学金の貸付月額に変更されないことを希望する旨を申し出ることができる。
- 2 通学形態が自宅外通学である奨学生は、条例第4条に規定する表の自宅通学の区分による修学奨学金の貸付月額に変更されることを希望する旨を申し出ることができる。
 - 3 教育長は、奨学生の転学及び住所変更並びに前項の規定による申出に基づき修学奨学金の貸付月額を変更することを決定したときは、別に定める様式により奨学生に通知する。

(奨学生決定後の確認)

第11条 規則第9条第1項の規定により知事が必要と認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 社会経済が急激に好転するなどの状況の変化が認められるとき。
- (2) 第4条第1項のいずれにも該当しないことが疑われるとき。

2 規則第9条第2項の規定により修学奨学金に係る奨学生等が在学する高等学校等の長が行う報告は、毎年3月に行うものとする。

(電子申請等)

第12条 広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（平成30年教育委員会告示第2号）に規定する情報通信の技術を利用する方法とは、電子申請システム（県の機関等（広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年広島県条例第38号）第2条第2号に規定する県の機関等をいう。）の使用に係る電子計算機と申請等（同条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者及び処分通知等（同条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して、申請等及び処分通知等に係る事務の処理を行うシステムをいう。以下同じ。）を利用する場合とする。

2 第6条第7項、第8条第1項、第9条及び第10条第3項の規定により書面により行うこととされているもの並びに第7条第1項の規定により提出する書類については、電子申請システムを利用して行うことができる。

3 電子申請システムにより受信された文書等の收受及び交付については、広島県電子申請システム取扱要領（平成16年11月20日制定）の定めるところによる。

(補則)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

2 令和4年度に実施する在学募集については、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式による用紙（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。）については、当分の間、これを使用することができる。

(別記)

広島県高等学校等奨学金収入基準

1 判定方法

「生計を維持する者の年間の全収入額が基準額以下」の判定は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金収入基準に準じて認定所得金額が収入基準額以下であることとし、用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 収入基準額 世帯人員に応じて別表1に定める額とする。
- (2) 所得金額 収入金額から必要経費を控除して得た額とする。
- (3) 特別控除額 所得金額から特別に控除することができる別表2に掲げる額とする。
- (4) 認定所得金額 所得金額から特別控除額を控除した金額とする。

2 収入基準額

収入基準額は、次のとおり申請者の同一世帯人員を認定し、当該人数に応じて別表1で定める金額とする。

- (1) 同居又は別居を問わず、申請者と生計を一にしている家族は同一世帯員とみなす。
- (2) 同一の住居に居住している家族は、原則として同一世帯員とみなす。
- (3) 次の場合は、同一の住居に居住していなくても同一世帯員とみなす。
 - ア 家計を支えている者が勤務地の関係で別居しているとき。
 - イ 就学又は病気療養のため一時別居しているとき。
 - ウ 主として扶養している別居の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方のみの場合を含む。以下同じ。）
 - エ その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- (4) 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母は、同一世帯員とみなさない。
- (5) 申請者が、特別な事情にある者又は都道府県知事から委託されている者に養育されている者である場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない者とみなすことができる。ただし、ここでいう「特別な事情にある者」とは、2親等内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、申請者以外は20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成の者をいう。ただし、20歳以上の兄弟姉妹であっても就学者、長期療養者及び心身に障害のある等のため経済力のない者は、20歳未満として取り扱うことができる。
- (6) 申請者が、特別な事情により父母等と絶縁状態又はそれに準じるような場合は、申請者を単独生計者として取り扱うことができる。この場合において、その事情及び父母等から送金されていないことは、申請者からの申立書等で確認する。

3 所得金額

所得金額は、生計を維持する者の収入金額から必要経費を控除した金額を合算する。

また、確認書類は別表4のとおりとし、奨学金の申請書に添付する。

- (1) 生計を維持する者の判断が難しい場合は、同一世帯で収入のある者全員の所得金額の合算とする。
- (2) 所得金額の算定方法は、次のとおりとする。

所得の種類	算定方法
給与所得	俸給、給料、賃金、役員報酬、歳費、賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分も含む。）並びにこれらの性質を有する給与等（年金、恩給、老齢年金、遺族年金、扶助費及び傷病手当金等を含む。）の収入金額から「別表3」に掲げる算式により算出した額を控除した金額を所得金額とする。
事業（商業、工業、林業及び水産業）所得	収入金額から必要経費として売上原価及び営業経費を控除した金額を所得金額とする。営業経費とは、雇人費、専従者給与、減価償却費及び業務に必要な租税公課等並びに収入金額を得るために必要なその他経費をいう。
農業所得	農作物の収入金額のほか、畜産等の農作物以外の収入及び副業収入がある場合は、全ての収入金額を合算し、必要経費として、肥料、種苗、蚕種及び家畜等の飼料及び動力機の燃料等（収入を得るために実際に消費したものに限る。）の購入費を控除した金額を所得金額とする。所得金額には自家消費分も含むものとする。
その他の所得	給与、商業、工業、林業、水産業及び農業以外の職業（開業医・弁護士・著述業・公認会計士・外交員・税理士等）によって収入を得ている場合並びに利子、配当、家賃、賃間代、地代、内職収入、生活保護法による扶助費及び失業給付金等を得ている場合は、収入金額から、それぞれの収入を得るための必要経費を控除した金額を所得金額とする。

- (3) 住宅建設、その他の借財による返済金は、必要経費とはみなさない。
- (4) 商業、工業、林業、水産業、農業及びその他の所得の算定に当たっては、青色事業専従者給与又は事業専従者控除を必要経費に加算するものとする。
- (5) 所得金額に1万円未満の端数を生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。
- (6) 収入金額から必要経費を控除した額がマイナスとなる場合は、所得金額を0円とする。

4 特別控除額

特別控除額は、申請時の状況が次に該当する場合に「別表2」の額を適用する。また、確認書類は「別表4」のとおりとし、奨学金の申請書に添付する。

特別の事情	該当する場合
(1) 母子・父子世帯であること	同一世帯の構成が次のいずれかに該当する場合とする。 ただし、18歳以上の就学者、長期療養及び心身に障害のある等のため経済力のない者は18歳未満の子とみなす。 (1) 母又は父及び18歳未満の子の世帯
(1) 母子・父子世帯であること。	(2) 母又は父及び18歳未満の子並びに60歳以上で年間の所得金額が50万円以下の祖父母の世帯 (3) 18歳未満の子のみの世帯 (4) 祖父母及び18歳未満の子の世帯 (5) 配偶者のいない兄弟（兄又は姉のいずれか一方のみの場合を含む。以下同じ。）及び18歳未満の子の世帯 (6) 配偶者のいない兄弟及び18歳未満の子並びに60歳以上で年間の

特別の事情	該当する場合
	<p>所得金額が50万円以下の祖父母の世帯</p> <p>(7) 民生委員等が父又は母が長期間にわたり行方不明であることを証明できる世帯</p>
<p>(2) 就学者（申請者を除く。）のいる世帯であること。</p>	<p>同一世帯の申請者以外の者が、次のいずれにも該当する者である場合とする。</p> <p>(1) 別表2に掲げる対象の学校及び課程に就学（法第84条に規定する大学の通信教育を受ける者を含む。）していること。 ただし、大学院の学生は大学の学生とみなし、高等学校等、大学及び高等専門学校の特攻科生及び別科生は、それぞれ高等学校等の生徒、大学の学生、高等専門学校の学生とみなす。</p> <p>(2) 放送大学の科目履修生及び選科履修生でないこと。</p>
<p>(3) 障害者のいる世帯であること。</p>	<p>同一世帯の者が、次のいずれかに該当する者である場合とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律283号。以下「福祉法」という。）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体に障害があると記載されている者又はこれに準ずると認められる次の各号のいずれかに該当する者 ア 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている者 イ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中である者 ウ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない者で、福祉法の別表の範囲の身体上の障害があることが明らかな者</p> <p>(2) 公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当する者として認定を受けた者で、当該公害による身体上の障害のある者</p> <p>(3) 原子爆弾によって被爆した者で身体の機能に障害のある者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳（知的障害を除く。以下同じ。）の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けている者のうち、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある者又は児童相談所又は知的障害者更正相談所において知的障害の判定を受けた者並びにこれに準ずると認められる次の各号のいずれかに該当する者 ア 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を申請中である者 イ 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けていない者で精神疾患を有し、医師等の証明により精神疾患を有することが明らかな者</p> <p>(5) 介護されなければ自分が排せつできない程度以上の者で、6か月程度以上その状況が継続していることが明らかであり、複雑な介護を要する者</p>

特別の事情	該当する場合
<p>(4) 長期療養者 いる世帯である こと。</p>	<p>同一世帯の者が、次のいずれにも該当する者である場合とする。</p> <p>(1) 申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者又は療養が必要と認められる者</p> <p>(2) 療養のため、次の各号に掲げる費目を経常的に負担することが必要と認められる者</p> <p>ア 医師又は歯科医師に対し支払う診療代又は治療代</p> <p>イ 病院及び診療所へ入院するために支出する費用</p> <p>ウ あんま師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用</p> <p>エ 看護人に対して支払う費用（食事代を含む。）</p> <p>オ 治療又は療養のために支出する医薬品代</p> <p>カ 病院、診療所へ通院するために支出する交通費（必要不可欠と認められるものに限る。）</p> <p>キ 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金</p>
<p>(5) 主たる生計維持者が別居している世帯であること。</p>	<p>主に生計を維持する者が別居しているため、特別に費用を支出している世帯</p>
<p>(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。</p>	<p>震災等の被害を受けたため、将来の支出増大又は収入減少が2年以上にわたり続くことが認められる場合とする。</p>

別表1 収入基準額表

区分		収入基準額
世帯人員	1人	103万円
	2人	165万円
	3人	190万円
	4人	206万円
	5人	221万円
	6人	234万円
	7人	246万円
	8人以上	257万円（1人増すごとにこれに11万円を加算する。）

別表2 特別控除額表

区分	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子世帯であること。		99万円		
	(2) 就学者（申請者を除く。）のいる世帯であること。 ※ 該当する児童、生徒又は学生1人につき各欄の額を適用	小学校児童		31万円	
		中学校生徒		46万円	
		国公立高等学校	自宅通学		39万円
			自宅外通学		69万円
		私立高等学校	自宅通学		88万円
			自宅外通学		118万円
		国公立高等専門学校 1～3年次	自宅通学		39万円
			自宅外通学		69万円
		国公立高等専門学校 4・5年次	自宅通学		43万円
			自宅外通学		72万円
		私立高等専門学校 1～3年次	自宅通学		88万円
			自宅外通学		118万円
		私立高等専門学校 4・5年次	自宅通学		87万円
			自宅外通学		116万円
		国公立大学	自宅通学		74万円
			自宅外通学		121万円
		私立大学	自宅通学		133万円
			自宅外通学		180万円
		国公立専修学校 高等課程	自宅通学		39万円
自宅外通学			69万円		
私立専修学校 高等課程	自宅通学		88万円		
	自宅外通学		118万円		
国公立専修学校 専門課程	自宅通学		36万円		
	自宅外通学		81万円		
私立専修学校 専門課程	自宅通学		102万円		
	自宅外通学		147万円		

区分	特別の事情	特別控除額		
A 世帯を対象とする控除	(3) 障害者のいる世帯であること。	障害のある者1人につき	99万円	
	(4) 長期療養者のいる世帯であること。	申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮して算出した年間金額（健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は除く。）		
	(5) 主たる生計維持者が別居している世帯であること。	別居のために住居費、光熱水道費、家具及び家事用品の費用として支出している年間金額（71万円を限度とし、別居している家族へ扶養送金する場合を除く。）		
	(6) 震災、風水害、火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田畑・店舗等）に被害があり、将来長期にわたって支出増加又は収入減少が見込まれる年間金額		
B 申請者に対する控除	申請者が高等学校等に在学している場合	国・公立の学校	自宅通学	39万円
			自宅外通学	69万円
		私立の学校	自宅通学	88万円
			自宅外通学	118万円

備考 A欄に該当する事情が2つ以上ある場合は、それぞれの特別控除額を合算した額を特別控除額とする。

別表3 給与所得の場合における控除額

(A)

年間収入金額	控除額
268万円未満の場合	年間収入額と同額
268万円以上400万円以下の場合	年間収入額×0.2+214万円
400万円を超え781万円以下の場合	年間収入額×0.3+174万円
781万円を超える場合	408万円

(B)

年間収入金額	控除額
65万円以下の場合	年間収入額と同額
65万円を超え180万円以下の場合	年間収入額×0.4 (控除額が65万円未満の場合は65万円)
180万円を超え360万円以下の場合	年間収入額×0.3+18万円
360万円を超え660万円以下の場合	年間収入額×0.2+54万円
660万円を超え1,000万円以下の場合	年間収入額×0.1+120万円
1,000万円を超え1,500万円以下の場合	年間収入額×0.05+170万円
1,500万円を超える場合	245万円

備考

- 1 年間収入金額は、1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 控除額に1万円未満の端数があるときは、四捨五入する。
- 3 給与所得の年間収入金額が多い者（給与所得のある者が1人の場合を含む。）にあっては（A）の表、少ない者にあっては（B）の表を適用する。年間収入金額が同額の場合については、いずれか一方の者に（A）の表、他方の者に（B）の表を適用する。

別表4 確認書類

区分	確認書類
収入額を証明するもの	<p>(1) 課税所得 次のいずれかによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 個人番号を確認するための書類 イ 個人住民税の課税台帳記載事項証明書 ウ 個人住民税の納税通知書 エ 個人住民税の特別徴収税額決定通知書の写し <p>(2) 非課税所得</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 児童扶養手当 児童扶養手当証書の写し等 イ 遺族・障害基礎年金 年金証書、金額の改定通知書、振込通知書の写し等 ウ 雇用保険の基本手当（失業給付） 雇用保険受給資格者証の写し等 エ 傷病手当金等 手当金支払証明書の写し等 オ その他 その他の非課税所得を証明する書類
特別控除額を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学者（申請者を除く。）のいる世帯 在学証明書（義務教育段階の兄弟姉妹及び申請者分は除く。） (2) 障害者のいる世帯 身体障害者手帳、保健福祉手帳、国民年金証書、療育手帳及び戦傷病者手帳等の写し、医師等の診断書等 (3) 長期療養者のいる世帯 病院及び診療所等の証明書又は領収書等の写し (4) 主たる生計維持者が別居している世帯 別居している生計維持者に係る光熱水費の領収書等の写し (5) 震災、風水害火災その他の災害又は盗難等の被害を受けた世帯 警察署等発行の証明書等の写し

しょうがくせいぼしゅう
奨学生募集のご案内

- ◎ 経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に 学資金の一部を貸し付ける制度です。
- ◎ 広島県電子申請システムに入力して申請してください。

1 貸付内容

区分	貸付月額		交付時期	貸付期間	利息
	自宅通学	自宅外通学			
国公立学校	18,000円	23,000円	偶数月に 2か月分を交付	令和5年4月分～ 標準修業年限の終わりまで	無利息
私立学校	30,000円	35,000円			

○ この奨学金は給付ではありません。将来必ず全額を返していただく必要があります。

2 申込方法 《申込は2ステップで完了》

QRコードの読取又は

広島県教育委員会 奨学金 検索



① 募集案内の確認



募集案内ページにアクセス

▶ ② 入力して送信



申込ページにアクセス

申込完了

4月分からの貸付を希望される方は次の期間内に申請してください

令和5年5月10日(水)～令和5年6月1日(木)申請 ⇒ 初回交付7月

令和5年6月2日(金)～令和5年6月30日(金)申請 ⇒ 初回交付8月

※7月1日(土)以降も申請できますが、申請月の翌月分から開始となります

3 対象者

次の全てに該当する方が対象となります。

高校等[※]に在学している生徒

※ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）

保護者等が広島県内に住所を有している

学習状況が良好である生徒

次の収入基準に該当している

【収入基準】高等学校等就学支援金制度の収入基準と同じ

●収入基準の目安：4人世帯で年収910万円未満

●収入基準の算定：保護者等全員の「課税標準額×6%－調整控除額」の合算額が30万4,200円未満

同種の奨学金等[※]の借受け等をしていない生徒

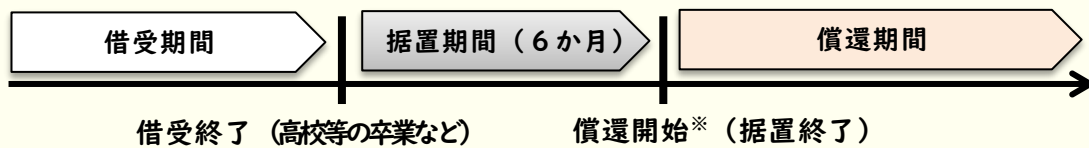
※ 同種の奨学金等

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ・広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金
- ・生活福祉資金（教育支援資金のうち教育支援費）
- ・特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく就学奨励費

4 償 還

- 借受期間が終了後、据置期間を経過した後から貸付総額に応じた年数（最長10年）で奨学金の全額を返していただく必要があります。

※奨学金の返済が困難となった場合（大学進学等）には、申請により償還を猶予（一時的に返済を将来に延期）することができます。



5 その他

- 6月中旬から7月上旬頃に貸付の可否を決定し、学校を通じて決定通知書を送付します。
- 御不明な点、広島県電子申請システムから申請できない場合は、お問合せ先へ連絡してください。



— お問合せ先 —

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

電話 082-513-4996 メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

(メールでお問合せの際は、件名を「^{しょうがくきんざい}奨学金在学募集」としてごさい。)



令和5年度 ざいがくぼしゅう 在学募集案内

ひろしまけんこうとうがっこうしょうがくきん しゅうがくしょうがくきん
広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）

【申請者用】

奨学金の貸付けを希望される皆さんへ

- 申請手続は原則として オンライン です。



QRコードを読み取って専用ページにアクセスしてください

- 4月分から貸付金の交付を受けるための申請期限

1次締切	令和5年6月1日（木）
2次締切	令和5年6月30日（金）

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局 きょういくしえんすいしんか 教育支援推進課 きかくちようせいがか 企画調整係
(〒730-8514 広島市中区基町9-42)

電話 (082) 513-4996

[受付日時] 月曜日～金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

しょうがくきんざいがくぼしゅう
(メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金在学募集」としてください。)

制度概要(在学募集)

「広島県高等学校等奨学金」は、経済的理由により修学が困難と認められる高校生等を対象に、学資金の一部を貸し付ける制度です。

募集予定者数

120名程度

貸付額・貸付時期等

貸付金の種類	用途	貸付額 無利息			交付時期
		区分	自宅通学	自宅外通学 ^{※1}	
しゅうがくしょうがくきん 修学奨学金 (月額)	高校等在学中に 必要となる学資金	国公立	18,000円	23,000円	偶数月 (2か月分交付)
		私立	30,000円	35,000円	

※1 自宅外通学の金額は、貸付時において自宅（申請者本人と生計を一にする家族の住所）以外の場所から通学している生徒をいい、希望した場合にのみ適用します。

※2 貸付額は予定のため、変更となる場合があります。

貸付要件

次の要件の全てを満たす者が対象となります。

1 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部又は専修学校高等課程（修業年限2年以上のものに限る。）（以下「高等学校等」という。）に在籍していること。

○ 広島県内・県外の別、国立・公立・私立の別等は問いません。

2 保護者等が広島県内に住所を有すること。

保護者等 とは、次のいずれかです。

- (1) 申請者が独立して生計を営む場合は、当該申請者
- (2) 申請者が独立して生計を営まない場合は、当該申請者を所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とする者

3 経済的理由により修学が困難であること。

経済的理由により修学が困難 とは、

申請者の生計を維持する者（原則、生徒の親権者（全員）。親権者がいない場合は、未成年後見人、生徒の生計を維持している者〔主たる生計維持者〕）が、次の収入基準に該当していることをいいます。

算定方法	申請者の生計を維持する者の 「課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除額 ^{※1} 」の 合計額が30万4,200円未満
収入基準の目安	4人世帯で年収910万円未満

※1 政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除額に3/4を乗じた額

※2 上記基準に該当しない場合であっても、申請者の家族構成・状況等を考慮した基準（特例基準）を満たす場合は貸付決定できますので、御不明な点は担当部署に御相談ください。

4 学習状況が良好であること。

学習状況が良好であること とは、次のいずれにも該当することをいいます。

- (1) 性行不良でないこと（生徒指導上の問題行動がないこと。）
- (2) 学習意欲があると認められること。
（上記は学校から提出される推薦調書により判断します。）

5 独立行政法人日本学生支援機構法による学資貸与金その他同種の資金を他から借り受けていないこと。

その他同種の資金 とは、次のものをいいます。

併願申請は可能ですが、これらの奨学金等を借り受けることとなった場合は、広島県高等学校等奨学金の貸付けを受けることはできません。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金
- (2) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年厚生省通知第398号）による教育支援資金のうち教育支援費
- (3) 広島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付要綱（昭和51年広島県教育委員会告示第4号）による修学奨励金
- (4) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に基づく就学奨励費



生活保護世帯の方は、申請前に必ず管轄の福祉事務所に相談してください。

奨学金は将来返していただく必要があります、生活保護世帯であることを理由に奨学金の返済が免除されることはありません。

確実に返済できる将来設計が立てられるか検討した上で、申請してください。

募 集 期 間

- 令和5年4月分を貸付け始期とする奨学生

第1次

令和5年5月10日（水）～ 令和5年6月1日（木） … 初回交付7月

第2次

令和5年6月2日（金）～ 令和5年6月30日（金） … 初回交付8月

- 申請日の属する月の翌月分を貸付け始期とする奨学生

令和5年7月1日（土）～ 令和6年2月29日（木）

貸 付 期 間

在籍する高等学校等の修業年限の終わる月まで

ただし、次のとおり、奨学金の貸付けを打ち切り又は休止することがあります。

- 1 次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸付けを打ち切ることがあります。

- (1) 奨学生の資格要件（2～3ページの貸付要件）のいずれかに該当しなくなった場合
- (2) 奨学金の貸付けを辞退した場合
- (3) 不正な手続により貸付けを受けた場合
- (4) 修学する上で必要な学資以外の用途に奨学金を使用した場合等

- 2 休学・留学・原級留置等の場合は、その期間、修学奨学金の貸付けを休止します。

奨 学 金 の 保 証 人

原則として広島県内に住所を有し、かつ、成年者である保証人が **2名** 必要です。

- 保証人は、生徒と連帯して債務を負担する「連帯保証人」となります。
- 保証人に対し、奨学金の制度や申請内容、償還方法等を十分に説明してください。
- 保証人の正式な登録は、奨学生として決定後に提出いただく誓約書により行います。
- 保証人2人のうちの1人は、申請者が未成年者である場合は申請者の親権者又は未成年後見人としてください。もう1人は、申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でないものとしてください（例：生計を同一にする父と母が同時に保証人になることはできません。）。
- 誓約書には、保証人2名が署名、印鑑登録された印鑑（実印）の押印及び印鑑登録証明書の添付が必要です。

奨学金の交付

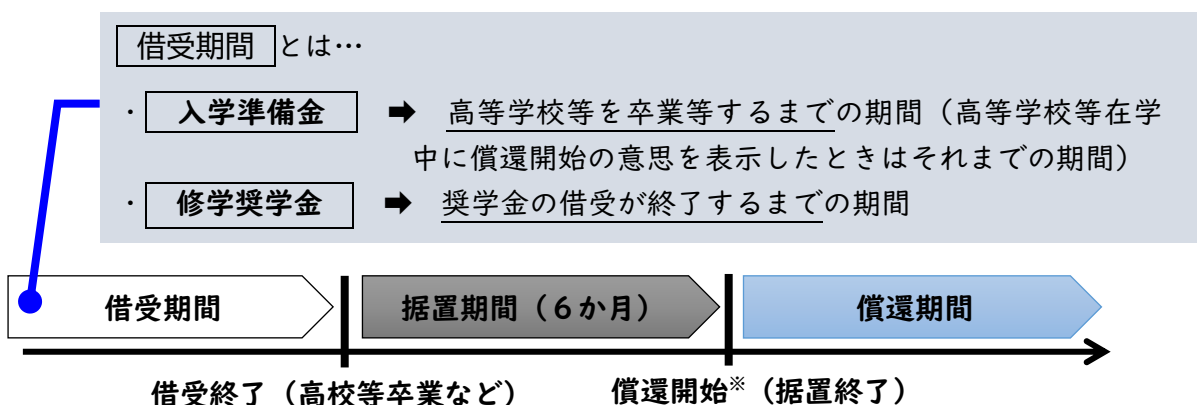
口座振替の方法※により、次のとおり交付します。

※ 奨学金の振込先は奨学生（生徒）本人の名義の口座を指定していただきます。

貸付金の種類	交付時期
修学奨学金	偶数月の20日（土・日曜日及び祝日の場合は、その前の平日）に2か月分を交付します。 ※ 当初の交付は、奨学生として決定後に必要な書類を提出いただいた後、最も早い場合で令和5年7月に4か月分（4月～7月分）を交付します。

償還方法等

奨学金の借受期間が満了する月の翌月から起算して6か月の据置期間を経過した後から償還が始まります。



※ 奨学金の返済が困難となった場合には、申請により償還を猶予（一時的に返済を将来に延期）することがあります。

1 償還年数・年間償還額

奨学金は借受総額に応じて、次の償還年数の範囲内で償還していただきます。

1年間に償還していただく最小金額は、「②年間償還基準額」のとおりです。

①借受総額	②年間償還基準額	③償還年数（最長） 【①÷②】
20万円以下	3万円	1～6年
20万円超～40万円以下	4万円	5～10年
40万円超～50万円以下	5万円	8～10年
50万円超～60万円以下	6万円	
60万円超～70万円以下	7万円	
70万円超	借受総額の1割	10年

2 償還方法

月賦、半年賦、年賦又は一括により事前に登録いただく預金口座からの自動引落としとなります。

なお、次の事由に該当する場合は、申請により償還を猶予し、又は償還金の全部又は一部を免除できる場合があります。

(1) 償還を猶予できる場合

- ア 借受者（奨学金の貸付けを受けた者（生徒）をいう。以下同じ）が災害による損害、長期の傷病等により償還が困難と認められるとき
- イ 借受者が高等学校等に在学しているとき又は大学等に進学したとき
- ウ 借受者が失業中のとき等

(2) 償還金の全部又は一部を免除できる場合

- ア 借受者が死亡したとき
- イ 借受者が心身の障害により、労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受けることとなったとき等

【参考】 入学準備金（15万円）と修学奨学金（3年間）を借り受けた場合に最長年数で毎回均等に償還する場合

区分		入学準備金	修学奨学金	借受総額	償還年数	1回の償還額 (月賦の場合)
国 公 立	自宅	150,000円	648,000円	798,000円	10年	6,650円
	自宅外		828,000円	978,000円	10年	8,150円
私 立	自宅		1,080,000円	1,230,000円	10年	10,250円
	自宅外		1,260,000円	1,410,000円	10年	11,750円

※ 広島県教育委員会のホームページに「償還計画シミュレーション」（自動算出）を掲載していますので、参考にしてください。

（右のQRコードを読み取って直接アクセスできます。）



- 1 償還金は、次の奨学生に貸付けを行うための原資となります。
- 2 本県では、奨学金の償還に係る回収督促業務を専門業者（サービサー）に外部委託しています。このため、奨学金の償還が滞った場合は、借受者や保証人（2人）に対し、業者から督促等の連絡を行います。
- 3 正当な理由がなく滞納が長期間続く場合は、貸し付けた奨学金の全部を一括して償還していただく場合や、そのための法的措置（裁判所を通じた手続）を実施することがあります。この場合、裁判所から保証人等の勤務先に対し、奨学金の滞納が生じていることの連絡がなされる場合があります。

奨学金の申請手続等

申請方法

申請は広島県電子申請システムに必要事項を入力して申請してください。

申請内容に不備や疑義がある場合は、申請の差戻しを行うことや広島県教育委員会の担当者から保護者等へ電話連絡等により修正等をお願いすることがあります。

また、正当な理由なく申請内容の不備等が長期間修正されない場合は、貸付けが不決定になることがあります。

やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない場合は、広島県教育委員会に連絡してください。この場合、広島県教育委員会から紙の申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、添付書類とともに広島県教育委員会に郵送で提出してください。

主な入力手順

1 申請ページにアクセスする

https://apply.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13634

右のQRコードを読み取って直接アクセスできます。



2 利用者登録 又は メールアドレスを入力する

電子申請システムから届くメールを受信できるようメーラーを設定してください。

3 規約等に同意し必要事項を入力し、必要な画像を添付する

マイナンバーが確認できる書類の画像が必要です。

4 データ送信することで申込完了（完了メールが届く）

(2 の手順の違い)

《利用者登録する場合》

① 利用者情報を登録する。

② 利用者ID／パスワードでログイン

③ 必要事項の入力、画像の添付

④ データ送信（申込完了）

《利用者登録しない場合》

① メールアドレスを入力する。

② 受信メールに記載のURLにアクセス

《画面レイアウト等は予告なく変更される場合があります》

2

利用者登録 又は メールアドレス 入力画面

申請書ダウンロード

手続き申込 > 申込内容照会 > 職員名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名 広島県高等学校等奨学金貸付申請書【令和5年度：在学募集】

受付時期

1 利用者登録せずに申し込む方はこちら >

2 利用者登録される方はこちら >

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

パスワードを忘れた場合はこちら

ログイン >

1 利用者登録しない場合

こちらのボタンからメールアドレスを入力の上、受信したメールに記載してあるURLから申し込んでください。

2 利用者登録する場合

このリンクから情報を登録の上、利用者 IDとパスワードでログインしてください。

利用者登録の方法については、電子申請システムのヘルプ「利用者情報登録」を参考にしてください。

https://s-kantan.com/help/PR_EFHS/profile3-2-1.htm

3

生徒氏名、同意事項の確認画面

奨学金を申請する生徒

氏名 1

氏: 名:

ふりがな 必須

氏: 名:

同意事項を選択してください。 必須

広島県高等学校等奨学金貸付条例第5条第1項の規定により、次の事項を確認し同意してください。 ※同意されない場合は奨学金の申請はできません。

- この申請書の記載内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、速やかに広島県高等学校等奨学金を辞退し返還します。
- 広島県教育委員会から判明内容等に関する問い合わせ又はその他必要な書類の提出等を求められた場合は、速やかに対応します。
- 奨学金の貸付を受けるに当たり、原則として県内に住所を有し、成年者である保証人2人（一人は申請者及び他の保証人と主計を同一とする者でないもの）を立てます。
- 次の奨学金等を借受け等することになった場合は、速やかに広島県教育委員会に届け出て、広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）を辞退又は返還します。
 - 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
 - 生卒届社員会（教育支援基金のつち教育支援員）
 - 母子及び父子並びに寡婦等奨学金
 - 広島県高等学校等（特別課程及び通信制）修学奨励金
 - 特別支援学校へ奨学奨励に関する法律に基づき、就学奨励費

上記の内容を確認し同意します 2

同意しない

1

奨学金を申請する生徒の氏名、ふりがなを入力してください。

2

同意事項を確認の上、「上記の内容を確認し同意します」を選択してください。

※同意することにより次の項目が入力できるようになります。

保護者の人数、マイナンバー確認画像の添付画面

保護者情報

保護者の状況を選択してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

1 (離婚や死別等)は「保護者が1名(父のいずれかのみが親権者)」を選択してください。親権者が存在せず扶養義務のある未成年後見人が選任されている場合や親権者以外の生計維持者が存在する場合は「保護者が1名(親権者以外の生計維持者等)」を選択してください。これら以外の場合は「その他」を選択して状況を入力してください。

- 次の中から選択(入力)してください
- 保護者が2名(父母が親権者)
 - 保護者が1名(父のいずれかのみ)
 - 保護者が1名(親権者以外の生計維持者等)
 - その他(以下に状況を入力してください)

保護者のマイナンバー確認画像を添付してください。

必須 選択肢の結果によって入力条件が変わります

添付ファイル

2

上記の保護者全員(2名の場合は2名とも)のマイナンバーが確認できるもの(下に記載したいずれかひとつ)を撮影してその画像を添付してください。※画像から保護者氏名とマイナンバーの両方が目視で確認できるように調整して撮影してください。

- ・マイナンバーが確認できるもの
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)の裏面
- ・マイナンバーの通知カード(記載事項に変更がない場合のみ利用可)
- ・マイナンバーの記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書

マイナンバーを利用し、広島県教育委員会が所得情報及び生活保護関係情報等を確認します。勤務先の給与支払報告や確定申告を行っていないなどの理由で個人住民税が未申告の場合は、課税所得額及び市町村住民税の徴収記録が確認できませんので市区町村役場において住民税の申告を行った上で申請してください。マイナンバーの利用によってそれらを確認することができます。正当な理由なく広島県教育委員会が定める期間までに必要な対応がなされないときは高等学校等奨学金貸付の不承認を決定する場合があります。

1

保護者の区分、人数を選択肢から選んでください。

2

保護者全員(2名の場合は2名とも)のマイナンバー確認画像を添付してください。

※画像のサイズが大きくなりすぎないように設定を調整の上、撮影してください。

個人番号カードを持っている

個人番号カードの裏面を撮影してください。

<個人番号カード見本>



この面を撮影してください。個人番号と氏名が同じ画像に収まっているか確認してください。

個人番号カードを持っていない

次のいずれかを用意して撮影してください。

- ①住民票の写し※1
- ②住民票記載事項証明書※1
- ③通知カードの写し※2

<通知カード見本>



※1

住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、氏名、生年月日、住所及び個人番号が記載されているものを用意してください。

※2

通知カードは、発行時から住所、氏名等に変更がない場合に限りです。

保護者の氏名等の入力画面、入力内容の確認

保護者・氏名01を入力してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

保護者が2名(父母が親権者)の場合は、一方の保護者を02側に入力してください。

氏 名

保護者・ふりがな01を入力してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

- 未成年後見人
- 生計維持者
- その他

選択解除

保護情報確認を選択してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

1 (ここまでの確認用)
 ここまでの入力に誤りがないことを

1

保護者(2名の場合は2名とも)の氏名、ふりがな、生年月日、1月1日現在の課税地、生徒との続柄を入力してください。

入力情報を再度確認の上、「ここまでの入力に誤りがないことを確認した」を選択することで、次の入力項目が表示されません。

その他の必要情報の入力画面

生徒の在籍学校等

生徒の在籍する学校の設置者を選択してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

文書送付先・連絡先

郵便番号を入力してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

奨学金振込先

銀行コードを入力してください。 **必須**

選択肢の結果によって入力条件が変わります

1

続けて画面の指示に従って各項目を入力し、「確認へ進む」ボタンを押してください。

2

内容を確認し、「申込み」ボタンを押してデータを送信してください。

※利用者登録したメールアドレス又は最初に入力したメールアドレス宛てに「申し込み完了」の通知メール（整理番号とパスワードが書かれたもの）が届きます。

奨学生の決定等

広島県教育委員会において提出された申請書等を審査の上、奨学生を決定します。

- 審査結果については、生徒が在籍する学校を通じて決定通知書を交付します。
- 奨学生として決定した場合は、併せて次の書類を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付の上、学校が定める期日までに提出していただきます。

貸付金の種類	提出時期	提出先	提出書類	添付書類
修学奨学金	学校が定める期日まで	学校	・誓約書（修学奨学金）	・印鑑登録証明書

※ 次の場合は、印鑑登録証明書と併せて**別途書類の提出が必要**

区分	必要書類
申請者及び他の保証人と生計を同一にする者でない保証人の住所が申請者等と同一の場合 (例) ・二世帯住宅で保証人の2人のうちの1人が「父母のいずれか」で、もう1人が「祖父母等のいずれか」の場合等	① それぞれ保証人の世帯全員の住民票の写し（世帯主の記載があり、マイナンバー及び本籍地の記載がないもの）の原本 ② それぞれの保証人の光熱水費いずれかの領収書の写し（同じ月の同じ種類のもの） ③ 生計が同一でない旨の申立書（任意様式）

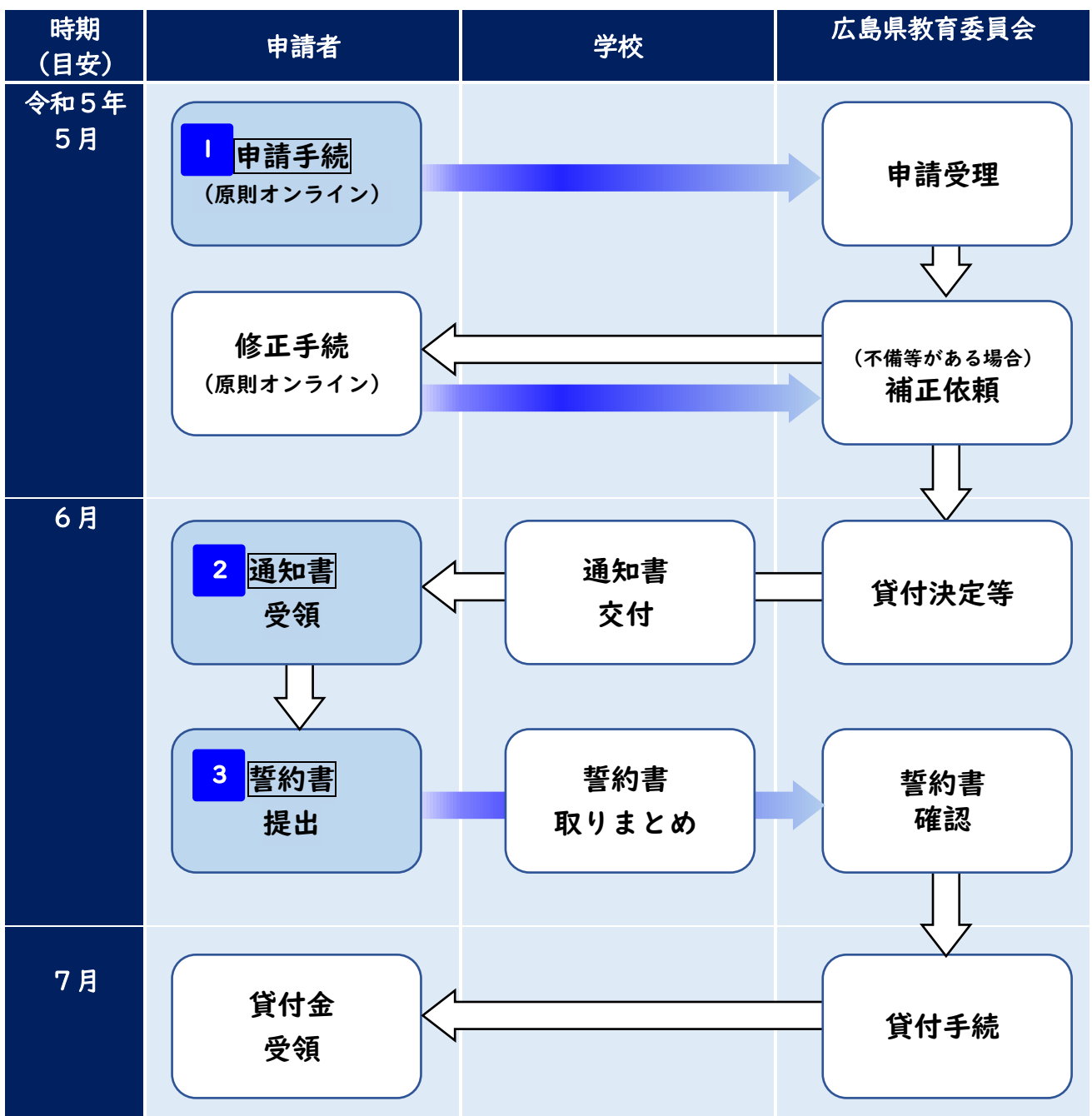
奨学金申請から交付までの流れ

1 オンラインで申請する

2 広島県教育委員会から決定通知書等が届く

- 広島県教育委員会が学校を通じて審査結果を文書でお知らせします。
- 貸付けに必要なその他の書類の用紙を交付します。

3 誓約書等を在籍する学校へ提出する



奨学金（在学）

令和5年度 在学募集要領

広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）

【学校用】

【問合せ先】

広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 企画調整係

（〒730-8514 広島市中区基町9-42）

電話（082）513-4996

メールアドレス kyosuishin@pref.hiroshima.lg.jp

（メールでお問い合わせの際は、件名を「奨学金在学募集」としてください。）

制度概要(在学募集)

制度概要については、「広島県高等学校等奨学金（修学奨学金）申請者用」の募集案内を参照してください。

在学募集の周知等

申請については、生徒等が原則としてオンラインで情報を送信して行います。

支援が必要な生徒等が、申請漏れにより貸付けを受けることができないことがないよう、奨学金制度及び在学募集開始の周知をお願いします。

やむを得ない事情によりオンラインで申請ができない生徒等から相談があった場合は、広島県教育委員会に連絡するよう指示してください。

県への推薦手続等

広島県教育委員会から生徒の在籍校に推薦調書の提出を依頼しますので、次の推薦基準等に基づき推薦してください。

また、申請内容に不備や疑義がある場合は、申請を差し戻す又は広島県教育委員会の担当者から保護者等へ直接電話連絡等を行います。保護者等と連絡が取れない場合は、学校に問い合わせをすることがありますので、その際は協力をお願いします。

推 薦 基 準 等

次のいずれにも該当し、学習状況が良好であることを確認して推薦してください。

- 1 性行不良でないこと（生徒指導上の問題行動がないこと。）
生徒指導上の問題行動とは、暴力行為、飲酒・喫煙、金銭（品）強要（恐喝）、暴走行為、窃盗・万引、性に関する問題行動及び薬物乱用行為等をいいます。
- 2 学習意欲があると認められること。
日々の学習状況、生活態度等により判断してください。



学習状況が良好であるか否かを判断するに当たっては、生徒の優れた点や長所、生徒自身の成長や可能性、努力の過程、改善の状況等、生徒の状況を把握し、学業や生活態度等から総合的に判断してください。

奨学金の貸付決定等

広島県教育委員会において申請された内容を審査の上、6月中旬から7月上旬に奨学生を決定する予定です。生徒の在籍校に「貸付決定通知書」又は「貸付不承認決定通知書」を送付しますので、該当者に交付してください。

貸付金の交付に必要な誓約書の提出等については、その際に通知します。

【参考】

令和5年度 在学募集に係る事務手続の流れ（第1回締切分）

